

大総務第 70 号
令和 8 年 3 月 23 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 小林 あや 様

大阪市総務局長 吉村 公秀
(担当：行政部総務課法人グループ)

諮問書

本市の外郭団体である大阪シティバス株式会社に係る中期目標の制定について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 12 条第 3 項の規定に基づき同法人の所管所属長である都市交通局長から依頼があったので、同項の規定に基づき諮問します。

記

中期目標案 別紙のとおり。

外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】

1 外郭団体名

大阪シティバス株式会社

2 所管所属名

都市交通局

3 中期目標の期間

令和 8 (2026)年 4 月 1 日から令和 10(2028)年 3 月 31 日までの 2 年間

4 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項

(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容

市営バス事業を民営化し当該法人に事業を一括譲渡するに際して、本市が策定した「バス事業引継ぎ（民営化）プラン」の内容を着実に実現すること。

(2) 中期目標の期間終了時において(1)の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

民営化プランに記載のとおり、乗合バス事業の路線・サービスを持続的・安定的に提供している状態。

(3) (2)の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標（可能な限り定量的なもの）

民営化から 10 年間（令和 9 (2027)年度まで）の引き継ぎ時の乗合バスのサービス水準維持

指標 1：路線数

目標：86 系統

指標 2：運行回数

目標：平日 5,880 便、土曜 5,139 便、休日 4,806 便

(※) 運行回数については、民営化以降のテレワークの定着などの社会変容を踏まえ、令和 3 年 3 月ダイヤ改正時の便数とする。

指標 3：運賃

目標：大人 210 円、小人 110 円

(4) (2)の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容

採算性の確保が困難なバス路線も含めた路線・サービスの持続的・安定的提供に当たって、次の 2 点に取り組むこと。

- ・ 公共交通機関の最も基本的なサービスであり、公共交通機関に対する信頼の根本を成す輸送の安全の確保に最大限に努めること。
- ・ バスの利用頻度の増加等を図るため、顧客満足度の向上に努めること。

(5) (4)の事業経営の(2)の状態(成果)への貢献度を示す指標の例 (可能な限り定量的なもの)

【輸送の安全の確保】 事故発生件数 など

【顧客満足度の向上】 当該外郭団体が受け付けた苦情件数、乗車人員 など

5 制定日

令和8年 月 日